

手帳発行手続きについて【新規】※送付の場合は簡易書留で送付ください。

H30.9

保安手帳(または従事者手帳)の交付申請につきまして、下記書類のご提出をお願いいたします。

- ① 交付申請書 …… 申請書内の押印箇所(個人・会社)押印の事 ※所属印:個人申請以外は必須となります。
申請書はコピー可能(裏・表)ですので、必要に応じてコピーしてご使用ください。
- ② 免状または免許 写し …… 必ず写し(コピー)を添付ください。 ※免許:発破技士免許
- ③ 写真2枚 …… 1枚は申請書に貼付の事。裏面に撮影年月日・氏名及び生年月日記入。
申請前6か月以内に撮影したもの
- ④ 返信用封筒(定形封筒) …… 返信先住所・宛先記入。402円切手(簡易書留料)貼付 ※手帳1冊の場合
- ⑤ 交付手数料 (※注意) …… 会員5,450円 非会員8,450円
※会員・非会員については所属会社または当協会へ問い合わせください。

- ・①～④を当協会まで持参または簡易書留で送付願います。⑤納入確認後、手帳の発行・送付をいたします。
- ・①について、申請書内の2ヶ所の押印忘れがある場合は、手帳発行ができませんので、個人申請以外の方については、必ず所属事業所の印をもらってください。(作業所・工事事務所等の勤務地ではなく、所属会社となります)
- ・④について、複数人の手帳を1か所にまとめて送る場合は、切手代金が異なります。(2～3冊-450円)

《送付先》 〒980-0824 仙台市青葉区支倉2-48

(一社)宮城県火薬類保安協会 TEL:022-225-0931

手帳発行手続きについて【更新】 ※送付の場合は簡易書留で送付ください。

H30.9

保安手帳(または従事者手帳)の更新交付申請につきまして、下記書類のご提出をお願いいたします。

- ① 更新交付申請書 …… 申請書内の押印箇所(個人・会社)押印の事 ※所属印:個人申請以外は必須となります。
手帳の選解任記録ページのコピーを添付のこと
申請書はコピー可能ですので、必要に応じてコピーしてご使用ください。
- ② 免状または免許 写し …… 必ず写し(コピー)を添付ください。 ※免許:発破技士免許
- ③ 写真2枚 …… 1枚は申請書に貼付の事。裏面に撮影年月日・氏名及び生年月日記入
申請前6か月以内に撮影したもの
- ④ 保安(従事者)手帳 …… 手帳の中身を確認し、手帳以外は送らないこと
- ⑤ 返信用封筒(定形封筒) …… 返信先住所・宛先記入。402円切手(簡易書留料)貼付 ※手帳1冊の場合
- ⑥ 交付手数料 (※注意) …… 会員3,700円 非会員6,700円
※会員・非会員については所属会社または当協会へ問い合わせください。

更新交付日から交付までの間に、保安手帳を所持できない期間が生じるときは、更新交付申請書の写しをもって、保安手帳を所持していることを証明するものとし、義務に従事する時は携帯していなければなりません。但し、更新交付申請日から20日間を超えている時はその証明は無効となりますのでご注意願います。

- ・①～⑤を当協会まで持参または簡易書留で送付願います。⑥納入確認後、手帳の発行・送付をいたします。
- ・①について、申請書内の2ヶ所の押印忘れがある場合は、手帳発行ができませんので、個人申請以外の方については、必ず、所属事業所の印をもらってください。(作業所等の勤務地ではなく、所属会社となります)
- ・⑤について、複数人の手帳をまとめて1か所に送る場合は、切手代金が異なります。(2～3冊-450円)

《送付先》 〒980-0824 仙台市青葉区支倉2-48
(一社)宮城県火薬類保安協会 TEL:022-225-0931

手帳発行手続きについて 【 再交付 】

※手帳交付県でのみ受付
※送付の場合は簡易書留で送付ください。

H30.9

保安手帳(または従事者手帳)の再交付申請につきまして、下記書類のご提出をお願いいたします。

再交付については、保安手帳(または従事者手帳)の有効期限の確認が必要となります。

- ① 再交付申請書 … 申請書内の押印箇所(個人・会社)押印の事 ※所属印:個人申請以外は必須となります。
申請書はコピー可能(裏・表)ですので、必要に応じてコピーしてご使用ください。
- ② 免状または免許 写し … 必ず写し(コピー)を添付ください。 ※紛失の場合は免状の再交付を行っていただきます。
- ③ 写真2枚 … 1枚は申請書に貼付の事。裏面に撮影年月日・氏名及び生年月日記入。
申請前6か月以内に撮影したもの
- ④ 返信用封筒(定形封筒) … 返信先住所・宛先記入。402円切手(簡易書留料)貼付 ※手帳1冊の場合
- ⑤ 交付手数料 (※注意) … 会員5,450円 非会員8,450円
※会員・非会員については所属会社または当協会へ問い合わせください。

・①～④を当協会まで持参または簡易書留で送付願います。⑤納入確認後、手帳の発行・送付をいたします。

・①について、申請書内の2ヶ所の押印忘れがある場合は、手帳発行ができませんので、個人申請以外の方については、必ず所属事業所の印をもらってください。(作業所・工事事務所等の勤務先ではなく、所属会社となります)

・④について、複数人の手帳をまとめて1か所にまとめて送る場合は、切手代金が異なります。(2～3冊-450円)

《送付先》 〒980-0824 仙台市青葉区支倉2-48

(一社)宮城県火薬類保安協会 TEL:022-225-0931